# 安城市監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき 監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年1月27日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

## 第1 監査の種類

定例監査

## 第2 監査の対象及び期間

総務部契約検査課 令和6年11月5日から12月26日まで 子育て健康部保育課 令和6年11月5日から12月26日まで

#### 第3 監査の方法

安城市監査基準に準拠し、総務部契約検査課及び子育て健康部保育課から 提出された諸帳簿及び証拠書類等を調査し、関係職員の説明を聴取するとと もに、前回の定例監査での留意事項等が処理されているかについても注意を 払って実施した。

## 第4 監査の方針

令和6年10月末日までの令和6年度の予算執行事務及び委託契約等の執行事務が適正に行われているか、また、備品の保管及び財産の管理が良好に行われているかについて監査した。なお、必要に応じて対象期間外のものも監査した。

## 第5 監査の結果

監査を実施した範囲において、財務事務の執行状況は「おおむね適正に処理されている」と認められた。ただし、子育て健康部保育課の次に掲げる事務において「指導事項」が見受けられたので適切な措置を講じられたい。このことは、当該部署はもとより、他の部署においても共有すべき事項となるため、事務処理の見直しや改善の際の参考とされたい。

#### 子育て健康部保育課

# 【指導事項】

補助金交付事務において、補助事業等実績報告書の提出を受けていないものが 見受けられたため、適切な事務執行に努められたい。